

短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十五日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第二十二号

短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則（令和元年広島県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(特別休暇) 第十三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p>		<p>(特別休暇) 第十三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p>	
<p>休暇を受ける場合</p> <p>(略)</p> <p>十六 配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子及び委託児童（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により里親である職員に委託された児童で子に該当しない者）を含む。以下この項において同じ。）若しくは孫（子の子をいう。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話を行うことを行う。以下この項において同じ。）を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため（義務教育終了前の子又は満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障害のある子（以下「義務教育終了前の子等」という。）を養育する場合にあつては、当該義務教育終了前の子等の看護のため）、又は次の</p>	<p>期 間</p> <p>(略)</p>	<p>休暇を受ける場合</p> <p>(略)</p> <p>十六 配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子及び委託児童（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により里親である職員に委託された児童で子に該当しない者）を含む。以下この項において同じ。）若しくは孫（子の子をいう。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話を行うことを行う。以下この項において同じ。）を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため（義務教育終了前の子又は満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障害のある子（以下「義務教育終了前の子等」という。）を養育する場合にあつては、当該義務教育終了前の子等の看護のため）、又は次の</p>	<p>期 間</p> <p>(略)</p>

<p>イ若しくは口に掲げる職員が当該イ若しくは口に定める事項を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>イ 義務教育終了前の子等を養育する職員 当該義務教育終了前の子等に係る次の事項</p> <p>(1) 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。</p> <p>(2) 感染症の予防のため又は気象警報等により、在籍する学校等が臨時に休業となつた場合の世話</p> <p>(3) 在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席</p> <p>(4) 児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援又は同条第三項に規定する医療型児童発達支援を受けさせること。</p> <p>ロ 義務教育終了前の子等以外の子（満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子に限る。）を養育する職員 当該義務教育終了前の子等以外の子に疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。</p>	<p>(略)</p>
<p>十九 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>(略)</p> <p>一の会計年度の七月から九月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあつて</p>
<p>イ若しくは口に掲げる職員が当該イ若しくは口に定める事項を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>イ 義務教育終了前の子等を養育する職員 当該義務教育終了前の子等に係る次の事項</p> <p>(1) 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。</p> <p>(2) 感染症の予防のため又は気象警報等により、在籍する学校等が臨時に休業となつた場合の世話</p> <p>(3) 在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席</p> <p>ロ 義務教育終了前の子等以外の子（満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子に限る。）を養育する職員 当該義務教育終了前の子等以外の子に疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。</p>	<p>(略)</p> <p>一の会計年度の七月から九月までの期間内における、勤務しない日を除いて原則として連続する三日（一週間の勤務日の日数が四日以下の職員にあつては、二日）の範囲内の期間</p>
<p>十九 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>(略)</p>

2 4 (略)	(略)	は、一の年の六月から十月までの期間)内における、勤務しない日を除いて原則として連続する三日(一週間の勤務日の日数が四日以下の職員にあっては、二日)の範囲内の期間
	(略)	

附 則

この人事委員会規則は、令和六年四月一日から施行する。